

公共建設発生土処理に関する「指定処分（A）（指定受入地）」特記仕様書

1. 適用

本特記仕様書は、寒川町が発注する公共工事に伴い発生する建設発生土の処理に際し適用する。

2. 受入場所

- ・受入地等の名称：赤羽根公共建設発生土受入地
- ・場 所：【第1搬入場所】茅ヶ崎市赤羽根4021-1外
【第2搬入場所】茅ヶ崎市赤羽根3853外

3. 受入条件

- ・搬入不可日：原則として、日曜日、祝祭日、年末年始及び雨天日とする。
- ・搬入時間：原則として、9:00 ～ 17:00 とする。
- ・搬入車両：2t、3t、4t、8t、10t
- ・土質条件：「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」の別表第1における第1種、第2種及び第3種建設発生土に該当すること。

1台当たり換算

車 種	積載土量	備 考
2t車	1.111 m ³	土砂の単位体積重量は、 1.8 t / m ³ として計算
3t車	1.666 m ³	
4t車	2.222 m ³	
8t車	4.444 m ³	
10t車	5.277 m ³	

※ 整理券発行枚数は、原則として搬入対象地山土量を使用車種別に積載土量で除し、小数点以下を切り上げた整数枚数とする。ただし、現場から発生する土砂の単位堆積重量が 1.8 t / m³と著しく異なること等により、これによりがたい場合は監督員と協議することとする。

4. 体積が 500 m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合は、別途特記仕様書によるものとする。

5. 搬入手続

(1) 受注者は、「公共建設発生土搬入(変更)申込書」（藤沢土木協同組合ホームページ）を作成し、発注機関の証明を受けた後、藤沢土木協同組合へ提出し発行される土砂搬入整理券により搬出すること。なお申込みの際は、「土砂検定調書」と「土壌簡易検査調書」の写しを添付すること。

(2) 連絡先 藤沢土木協同組合

住所：藤沢市鵠沼石上二丁目6番9号

電話：0466 - 26 - 5060

(3) 受注者は、本工事で発生した建設発生土を指定受入地へ搬入を完了したときは、藤沢土木組合が発行する「公共建設発生土搬入証明書」を監督員に提出すること。

6. 土壌汚染対策については、「土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号、)」、「神奈川県生活環境の保全に関する条例(平成9年10月17日条例第35号)」等の関係法令等に従い適正な処理を実施することとし、土砂検定基準については、神奈川県の「県土整備局工事に係る土砂検定基準」に準拠すること。

7. 受注者は、建設発生土の搬出先への情報提供として、受入地が存する市に対し、建設発生土搬出のお知らせ」(別紙 1)を提出すること。(地山土量 100 m³以上が対象)

建設発生土搬出のお知らせ

令和 年 月 日

殿

会 社 名 : _____

現場代理人名 : _____

下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
工 事 発 注 機 関 名		
工事監督職員又は担当者名		
連 絡 先		
工 事 受 注 者 名		
担当者名・連絡先	氏名 :	TEL :
建設発生土の運搬業者		
建設発生土の受入先名等		
住 所		
建設発生土の運搬経路	(別添図面のとおり)	
建設発生土の運搬時期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
建設発生土の土質・土量	土質 :	搬出量 : m ³